

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	有限会社ケアサービス ケアフル訪問看護リハビリステーション
所在地	岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21
事業所指定番号	岐阜県 2161290057 号
管理者・連絡先	丹羽 千春 電話：0574-49-7570
サービス提供地域	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	6名(常勤) 6名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	5名(常勤) 1名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	名(常勤) 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2名(常勤) 1名(非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注) 年末年始(12月29日から1月3日)、 土日祝日はお休みとさせていただきます。	午前9時から午後5時まで

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約の解除をする場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	大川 里枝
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0574-49-7570
FAX 番号	0574-49-7571
担当者	大川 里枝
その他	相談・苦情については、担当者が対応します。

	不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。
--	---

- その他、お住まいの役所及び岐阜県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談窓口 (国保連)	所在地：岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
	電話番号：058-275-9826
	FAX 番号：058-275-7635
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
美濃加茂市役所 福祉課・長寿支援センター	所在地：岐阜県美濃加茂市太田町 3431
	電話番号：0574-25-2111
	FAX 番号：0574-25-3917
可児市役所 高齢福祉課	所在地：岐阜県可児市広見 1-1
	電話番号：0574-62-1111
	FAX 番号：0574-60-4616
坂祝町役場 福祉課	所在地：岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18
	電話番号：0574-26-7111
	FAX 番号：0574-27-1808
富加町役場 福祉保健課	所在地：岐阜県加茂郡富加町滝田 1511
	電話番号：0574-54-2111
	FAX 番号：0574-54-2461
川辺町役場 健康福祉課	所在地：岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1581-4
	電話番号：0574-54-2111
	FAX 番号：0574-54-2461
八百津町役場 健康福祉課	所在地：岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2
	電話番号：0574-43-2111
	FAX 番号：0574-54-2461
御嵩町役場 保険長寿課	所在地：岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-1
	電話番号：0574-67-2111
	FAX 番号：0574-67-1999
七宗町役場 住民課	所在地：岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-3
	電話番号：0574-48-1111
	FAX 番号：0574-48-2239

13. 運営法人の概要

事業者	有限会社 ケアサービス
代表者	代表取締役 鈴木 大介
所在地・連絡先	〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21 連絡先 TEL 0574-49-7570 FAX 0574-49-7571
事業所	ケアフル訪問看護リハビリステーション
管理者	丹羽 千春
所在地・連絡先	〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21 連絡先 TEL 0574-49-7570 FAX 0574-49-7571

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21
 名称 有限会社 ケアサービス
 代表者 代表取締役 鈴木 大介



事業所 所在地 〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21
 名称 ケアフル訪問看護リハビリステーション
 管理者 丹羽 千春